

議案第 35 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定するものとする。

令和 3 年 5 月 31 日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

認定路線

整理番号 (認定番号)	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地	備 考
1 (3-34)	知々釜 9 号線	東郷町大字和合字知々釜 1 街区 4-1 番地先 東郷町大字和合字知々釜 3 街区 6 番地先	—	道路法 第 8 条 該当
2 (3-35)	知々釜 10 号線	東郷町大字和合字知々釜 5 街区 2 番地先 東郷町大字和合字知々釜 4 街区 11 番地先	—	道路法 第 8 条 該当
3 (3-36)	知々釜・南蚊谷 2 号線	東郷町大字和合字知々釜 100 番 1 地先 東郷町大字和合字南蚊谷 153 番 1 地先	—	道路法 第 8 条 該当
4 (3-37)	知々釜・南蚊谷 3 号線	東郷町大字和合字知々釜 100 番 3 地先 東郷町大字和合字南蚊谷 154 番 2 地先	—	道路法 第 8 条 該当

説 明

この案を提出するのは、町民の利便性の増進を図るため、町道を新たに認定する必要があるからである。

議案の概要

町民の利便性の増進を図るため、次の町道を新たに認定するものである。

整理番号 (認定番号)	路線名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
1 (3-34)	知々釜9号 線	東郷町大字和合字知 々釜1街区4-1番 地先 東郷町大字和合字知 々釜3街区6番地先	212.62	6.00 ~ 10.99
2 (3-35)	知々釜10 号線	東郷町大字和合字知 々釜5街区2番地先 東郷町大字和合字知 々釜4街区11番地 先	63.28	6.00 ~ 10.25
3 (3-36)	知々釜・南 蚊谷2号線	東郷町大字和合字知 々釜100番1地先 東郷町大字和合字南 蚊谷153番1地先	165.00	3.26 ~ 4.18
4 (3-37)	知々釜・南 蚊谷3号線	東郷町大字和合字知 々釜100番3地先 東郷町大字和合字南 蚊谷154番2地先	138.50	1.49 ~ 3.47

和合知々釜池

44.4

49.6

3-34  
知々釜9号線

55.6

3-35  
知々釜10号線

和合児童遊園

春日社

大徳寺

W

42.4

36.4

凡 例	
●	起 点
▶	終 点



